

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年6月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800010 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800029 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 4 年 1 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 4 年 1 月から同年 7 月までは 9 万 8,000 円から 30 万円、平成 4 年 8 月から平成 5 年 9 月までは 9 万 8,000 円から 44 万円、平成 5 年 10 月から平成 6 年 9 月までは 9 万 8,000 円から 36 万円とする。

平成 4 年 1 月から平成 6 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者の A 社における平成 6 年 10 月 1 日から平成 7 年 6 月 9 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 6 年 10 月は 9 万 8,000 円から 36 万円、平成 6 年 11 月から平成 7 年 5 月までは 9 万 8,000 円から 32 万円とする。

平成 6 年 10 月から平成 7 年 5 月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 6 年 10 月から平成 7 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から平成 7 年 6 月 9 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額は、実際に支給された給与額と比べて低額となっている。請求期間の給与支給明細書等を提出するので、請求期間について年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成4年1月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年7月までは30万円、平成4年8月から平成5年9月までは44万円、平成5年10月から平成6年9月までは36万円と記録されていたところ、平成6年1月13日付けで平成4年8月1日の随時改定及び平成5年10月1日の定時決定を取り消した上で、同日に平成4年1月1日から平成6年9月までの標準報酬月額を遡って9万8,000円とする大幅な減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録のある12人についても請求者と同様に平成6年1月13日付けでそれぞれ遡って標準報酬月額を9万8,000円とする大幅な減額訂正処理されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年1月13日付けで行われた減額処理は、事実に即したものとは考え難く、請求者について平成4年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）が当初記録していた、平成4年1月から同年7月までは30万円、平成4年8月から平成5年9月までは44万円、平成5年10月から平成6年9月までは36万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成6年10月1日から平成7年6月9日までの期間については、請求者の当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。

しかし、請求者から提出された給与支給明細書、特別徴収税額通知書、給与所得の源泉徴収票等（以下「給与明細書等」という。）によると、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成6年10月から平成7年5月までは36万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えており、これら標準報酬月額と一致又は相違する標準報酬月額（平成6年10月は36万円、平成6年11月から平成7年5月までは32万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成6年10月から平成7年5月に係る標準報酬月額については、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成6年10月は36万円、平成6年11月から平成7年5月は32万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成6年10月から平成7年5月までの期間に係る届出や保険料控除について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800001 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800028 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における標準報酬月額の変正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 7 月 10 日まで

社会保険事務所 (当時) の担当者より、標準報酬月額の変更届を提出するよう依頼され、届出をすることに応じたことから、請求期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されている。

しかし、当該標準報酬月額は実際の給与の支給額とは異なっているため、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、38 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 13 年 7 月 10 日) より後の平成 13 年 9 月 14 日付けで、平成 13 年 1 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間当時、A 社の監査役であったことが確認できる上、雇用保険の記録によると、同社の従業員には同社における雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、請求者については確認できない。

また、請求者は、A 社の事業主の妻であり、同社において社会保険事務を担当していた旨陳述している。

さらに、請求者は、上述の減額処理について、社会保険事務所の担当者から送付された文書に応じ、請求者自身の標準報酬月額を減額する届書を提出した旨陳述していることから、請求者が、請求期間に係る標準報酬月額の減額を承知していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の社会保険事務担当者として、自らの標準報酬月額を減額する届書を提出しているにもかかわらず、当該

標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。